

米沢市避難行動要支援者の避難支援計画（全体計画）『概要版』

～ 地域ぐるみの助け合い ～

1 基本的な考え方

この計画は、これまでの災害時要援護者支援制度を改め、本市の避難行動要支援者対策をより確かなものにするため、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的としています。

2 避難支援の対象者（避難行動要支援者）

避難行動要支援者とは、災害発生時に、自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の方で、次の要件に該当する人です。避難支援の対象となります。

- ①介護保険法における要介護3～5の認定者
- ②重度身体障がい者：身体障害者手帳1級から2級所持者
- ③重度知的障がい者：療育手帳A所持者
- ④重度精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑤障がい者総合支援法上のサービス給付を受けている難病患者、医療的ケア児・者
- ⑥75歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者
- ⑦上記以外で避難支援を必要とする市長が認めた者

3 避難支援の体制（避難支援等関係者）

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| ①米沢消防署 | ⑧米沢市社会福祉協議会 |
| ②米沢市消防団 | ⑨地域包括支援センター |
| ③米沢警察署 | ⑩福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員） |
| ④民生委員・児童委員 | ⑪福祉避難所協定施設（協定を締結している旅館ホテルを含む） |
| ⑤コミュニティセンター | ※⑥⑦の担当者とは、当該組織において防災や福祉に係る役員及び担当者とする。 |
| ⑥自主防災組織の長及び担当者※ | |
| ⑦町内会長及び担当者※ | |

4 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 作成する名簿の種類

市は、「平常時から避難行動要支援者本人の同意に基づき避難支援等関係者に事前提供する名簿」と「災害発生時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、法令に基づき避難支援等関係者に提供する名簿」の2種類の名簿を作成します。

(2) 名簿情報の更新

市は、避難行動要支援者の状況を定期的に把握し、災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、毎年、年1回以上、名簿情報を更新します。

5 避難行動要支援者名簿の提供

(1) 名簿情報の平常時の提供

市は、避難行動要支援者本人の意向を確認し、「同意書」を市に提出していただくことで、避難支援等に必要情報を名簿に掲載し、避難支援等関係者に提供します。

(2) 災害発生時の名簿提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援に必要な限度で、同意をしなかった人を含む全ての避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者等に提供します。

6 名簿情報の管理

(1) 市の管理

市は、収集した個人情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿について、電子データ及び紙媒体の名簿をそれぞれ作成し、厳正な管理を行います。

(2) 避難支援等関係者の管理

避難支援等関係者は、あらかじめ組織内で情報共有の範囲などの取扱方法を定めた上で、施錠できる場所等に保管し、名簿の管理を徹底する必要があります。

7 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

災害時要援護者支援制度でも個別避難計画を作成していましたが、書式や記載項目を見直した上で、引き続き個別避難計画を改めて作成します。

(2) 個別計画の共有

個別避難計画は、同意書を提出された要支援者の避難支援に必要な範囲で、市及び避難支援等関係者で保有し、平常時から情報を共有します。

8 避難行動要支援者の避難支援

(1) 市及び避難支援等関係者の役割

避難支援において各自が果たすべき役割を整理

(2) 防災情報の伝達

災害発生時に市から発信する防災情報及び伝達手段の紹介、避難に必要な防災情報の避難行動要支援者への伝達

(3) 避難行動要支援者の安否確認

防災訓練での安否確認訓練の実施、名簿情報を活用し避難支援等関係者との連携による避難行動要支援者の安否情報の集約

(4) 避難所への避難支援

自主防災組織等の協力による避難行動要支援者の避難所までの避難誘導等

(5) 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時は避難支援等関係者も自分や家族の安全を確保することを優先、安全確保をした上での状況に応じた避難支援を実施

9 避難所における支援

市は、避難所ごとに組織される避難所運営委員会を中心に、自主防災組織及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と連携しながら、避難所における避難行動要支援者等の支援を行います。

【主な支援内容】

- ◇ 避難所における良好な生活環境の確保
- ◇ 避難所での情報伝達
- ◇ 保健福祉サービスの提供
- ◇ 在宅の避難行動要支援者への支援
- ◇ 福祉避難所等との連携

10 より充実した支援のために

(1) 防災意識の啓発等

避難行動要支援者本人を始めとする市民の防災意識の啓発、避難行動要支援者本人が参加しやすい防災訓練等の実施

(2) 支援体制の強化

避難支援等関係者との継続的な関係強化、ボランティア団体を始めとする民間団体との連携